

駒ヶ根文化サークル協会 会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、駒ヶ根文化サークル協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、駒ヶ根市上穂栄町23番3号赤穂公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、文化団体の連絡協調と会員相互の親睦及び交流を図るとともに、文化・芸術活動を通じた駒ヶ根市の文化の発展と、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術活動を行う団体相互の連絡調整と交流を図ること。
- (2) 加盟団体の育成を図ること。
- (3) 文化祭・研修会・講演会・発表会・展示会等に関すること。
- (4) 地域の文化力向上、文化・芸術活動への支援に関すること。
- (5) その他必要な事業を行うこと。

第3章 組 織

(組織)

第5条 本会は、駒ヶ根市に所在し、本会に加盟する文化団体をもって組織する。

「駒ヶ根市に所在し」とは、代表者が駒ヶ根市に在住し事務所を駒ヶ根市内に置くこととする。

2 加盟団体に関する事項は別に定める。

第4章 役員及び事務局

(役員の種類及び員数)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名

2 役員は兼ねることができない。

3 前各号のほか、理事会の推薦により顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長は理事の中から選出し、総会で承認を得る。

(2) 監事は理事会において選出し、総会で承認を得る。

2 理事は、各専門部長及び会長からの若干名の推薦者をもって充て、総会で承認を得る。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会長、副会長は常任理事会を構成し、理事会、総会等に関する重要事項を審議する。

(4) 理事は理事会を構成し、本会の重要事項を審議する。

(5) 監事は本会の事業並びに会計を監査する。

(専門部)

第10条 本会に専門部を設け、各部署ごとに部長を置く。

2 専門部規定は、別に定める。

(役員解任)

第11条 役員で、本協会の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、その他の職員を置き、会長が任命する。

2 事務局規程は、別に定める。

第5章 会 議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回とし、予算決算の承認、会則の変更、事業計画、役員承認、その他必要な事項を決定する。臨時総会は理事会の議を経て随時開催する。

3 緊急やむを得ない場合は、理事会をもって総会にかえることができる。但し、この場合、次期総会に報告し承認を得なければならない。

4 会議はすべて会長が議長となり、議事は出席者の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会 計

(経費)

第 14 条 本会の会計は一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設けることができるものとし、次の収入をもって充てる。

- (1) 加盟団体会費（運営費及び冷暖房費）
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 補 則

(委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正 令和 6 年 4 月 1 日